

- 注目情報
- お知らせ
- 募集
- イベント
- スポーツ
- 相談
- 公共施設
- フォト
- 子育て
- 健康

## 火災予防条例等に基づく届出などの手続きについて

これまで、火災予防条例等に基づく届出などの手続きは、事業所等を管轄する消防署所のみで受け付けていましたが、6月から埼玉東部消防組合管内すべての消防署所で可能となりました。

お急ぎの方は管轄する消防署所へ直接お越しいただくか、最寄りの消防署所にお問い合わせください。

詳しくは、消防組合ホームページ (<http://saitamatobu-119.jp/stfb/>) をご覧ください。

**問** 埼玉東部消防組合久喜消防署 ☎ 21-0119

## 交通事故被害者のご家族への援護金について

県内在住の交通遺児等(※)を対象に、援護一時金を給付しています。

※交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の子ども

**給付対象者** 県内在住の平成31年4月1日以降に交通遺児等となった者(交通遺児等になった日現在18歳以下)

**給付額** 子ども1人10万円(1回のみ)

**給付時期** ①11月 ②令和3年5月

**提出期限** ①8月31日(月) ②令和3年2月26日(金)

**申請書類** 各市町村、学校等で配布

**申請方法** 直接または郵送で、みずほ信託銀行浦和支店(さいたま市浦和区高砂2-6-18/☎048-822-0191)へ

**問** 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2958

## 預けて安心!法務局における自筆証書遺言書保管制度

7月10日(金)から法務局(本局・支局)における「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。申請すると、遺言書の紛失、隠匿及び改ざん等を防止できます。

従来どおり、自筆証書遺言書を自ら保管することや、公証役場における公正証書遺言の作成もできるので、それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

**問** さいたま地方法務局(供託課) ☎048-851-1000 / <http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/>

## 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会では先の大戦で父等を亡くされた戦没者の遺児が旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図るため、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施しています。

詳しくはお問い合わせください。

**参加費用** 10万円

**問** 日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

## 飲食店のHACCP義務化

6月から改正食品衛生法が施行され、全ての食品等事業者でHACCPに沿った衛生管理が義務化されます。準備期間は令和3年5月31日までです。

HACCPとは、食品の製造・調理の

工程で、健康被害が生じる可能性の高い工程を重点的に管理することで、完成した製品・調理品の安全を確保する衛生管理の方法です。

小規模な飲食店等では、今まで行っていた衛生管理の記録を残し、衛生管理を見える化しましょう。

**問** 幸手保健所 ☎42-1101

## 募集

### 指定管理者を募集します

**対** 久喜市総合体育館(第1体育館・第2体育館)、久喜市総合運動公園、市民プール、青葉公園野球場、青葉公園テニスコート、清久公園野球場

**指定期間** 令和3年4月1日～令和6年3月31日

**募集要項の配布場所** 公園緑地課(市ホームページからもダウンロード可)

**配布期間** 8月3日(月)～7日(金)

**問** 公園緑地課施設管理係(内線4685)

### ふるさと納税で特産品等のPRをしませんか!?

ふるさと納税の促進と市の特産品等のPRを図るため、商品やサービスを提供していただける取扱事業者を募集しています。

市外の寄附者の皆さんに地域の魅力ある特産品等を返礼品として贈呈することで、商品やサービス、事業者名を全国に向けてPRできます。

詳しくは、お問い合わせください。

**問** 久喜ブランド推進課久喜ブランド推進係(☎内線112)